○環境省告示第九十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、石鎚山系鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

石鎚山系特別保護地区

二　区域

愛媛県西条市及び上浮穴郡久万高原町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

石鎚山系鳥獣保護区は、愛媛県西条市、上浮穴郡久万高原町、高知県吾川郡いの町及び同郡仁淀川町にまたがって位置しており、愛媛県の中央部に位置する石鎚山を中心とした自然の変化に富んだ地域である。当該鳥獣保護区は、天然林が広く分布し、標高約七百メートルの面河渓谷から千九百八十二メートルの石鎚山山頂にかけて、暖帯林であるカシ林から、モミ・ツガ林、温帯林のブナ林、亜寒帯林であるシラベ林及びダケカンバ林まで変化に富んだ林相が見られ、稜線部にはササ原が発達している。

このような自然環境を反映して、当該区域は野生鳥獣の良好な生息地になっており、特に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ等の猛禽類や天然記念物に指定されているヤマネ等の希少な鳥獣を始めとして、鳥類では九十七種、哺乳類では三十三種の鳥獣が生息している。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、石鎚山の西側に位置する堂ヶ森北区域は、針葉樹林と広葉樹林が混交した天然林が発達し、高標高地の渓谷では多様な植物相が形成され、クマタカ、カヤクグリ、ルリビタキ等の鳥類にとって重要な生息場所となっている。また、石鎚山系中心の瓶ヶ森山頂から稜線部にかけて位置する瓶ヶ森区域は、クマタカや、日本では四国を南限繁殖地としているビンズイ、ホシガラス等の鳥類にとって重要な区域となっている。さらには、石鎚山南西側に位置する面河渓谷区域については、断崖の渓谷に天然木が林立し、鳥類では、クマタカ、コルリ、カッコウ、オオコノハズク等、哺乳類では、ヤマネ、ニホンモモンガ、ムササビ、ニホンリス等が生息しており、多種多様な鳥獣が確認される貴重な区域となっている。

このように、当該区域は、いずれの区域も野生鳥獣の生息環境として重要であり、当該鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　鳥獣保護区管理員により、鳥獣の生息状況等を把握するための調査を行う。当該区域においては、特にクマタカの生息状況や生息環境に留意した調査を行う。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウ等の生息が近年確認されているため、その生息動向の把握に努める。

ロ　利用者による鳥類への影響や違法捕獲の防止のため、環境省職員や鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。その中で、当該区域においては、特にクマタカの生息状況や生息環境に留意した巡視を行う。

ハ　ニホンジカによる自然環境被害等が発生し始めていることから、県が策定する第二種特定鳥獣保護管理計画と整合を取りながら、他の鳥獣の生息にも配慮しつつ、その対応に当たる。

○環境省告示第九十二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

出水・高尾野鳥獣保護区

二　区域

鹿児島県出水市の一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、鹿児島県の北西部の出水平野に位置し、野田川、江内川及び高尾野川の三本の河川が流れ込む八代海に面する、干拓地を中心とした田園地帯である。その大部分は水田によって占められ、ツル類の越冬期においては、ブロッコリー、エンドウ豆、枝豆、麦畑及び牧草の裏作が広がる肥沃な農業地帯となっている。

このような自然環境を反映して、当該区域は、環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類に位置づけられ、かつ天然記念物であるナベヅル、マナヅル等ツル類の国際的に重要な越冬地となっている。近年、ナベヅルは全世界の総個体数の約九割に当たる約八千から一万羽、マナヅルは全世界の総個体数の約五割に当たる約二千から三千羽の渡来が確認されている。また、当該区域では、これらのツル類を含め百二十六種の鳥類が確認されており、絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のツクシガモ等の希少種の渡来も確認されている。

このように、当該区域は、ツル類を始めとする渡り鳥の越冬地として重要であることから、当該区域を集団渡来地の保護区として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、マナヅルやナベヅル等、多様な鳥類相を保護するため、適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ハ　鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力して、利用者及び地域住民への普及啓発を行う。

ニ　ツル類を含む鳥類生息状況のモニタリング調査、鳥獣保護区内の巡視及び鳥インフルエンザサーベイランスを通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努め、必要に応じて、農作物被害対策や保全対策を講じる。

ホ　高病原性鳥インフルエンザリスクの管理強化及び風評被害の予防のため、地元養鶏農家、マスコミ関係者等への正確な情報発信を行う。

ヘ　給餌制限を含む希少鳥獣保護計画を策定し、同計画に即してツル類の一極集中、過密状態の解消を進める

ト　ツル類との持続的な共存を図るため、ツル類が越冬することにより地域社会がメリットを享受できる仕組みを、地元住民、関係地方公共団体及び関係機関等とともに検討する。

○環境省告示第九十三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、出水・高尾野鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治